

番号	1. (1)
項目	現制度では、潜在性二分脊椎（脂肪脊髄髄膜瘤など）は除外されていますが、脂肪脊髄髄膜瘤は脊髄障害による神経症状を認め、脊髄髄膜瘤と同じく通院・治療・検査が必要であり、また排尿排便管理に必要不可欠な医療品などのため高額医療費が発生します。この負担を理由に受診を控える患者を出さないためにも、潜在性二分脊椎の全てを除外するのではなく、脊髄髄膜瘤と同様な症状の場合は脊髄髄膜瘤に含む症状として診断していただきたく、今後も引き続き国に対して難病対策の充実について要望していただけますよう、よろしくお願い致します。
(回答) 「難病の患者に対する医療等に関する法律」が平成 27 年 1 月 1 日に施行され、難病の患者に対する医療費助成制度の対象疾病（指定難病）は 56 疾病から順次拡大され、令和 6 年 4 月からは 341 疾病となったところです。 指定難病とは、難病（発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの）のうち、患者数が日本国内で人口の 0.1%程度に達せず、かつ、診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていることなどの要件を満たすものについて、厚生労働大臣が、厚生科学審議会の意見を聴き指定するものとされています。 本市といたしましては、従前から、指定難病の拡大を図りつつ患者負担を軽減させるよう国に要望しているところであり、引き続き要望してまいりたいと考えております。	
担当	健康局 保健所 管理課 電話：06 - 6647 - 0923

番号	1. (2)
項目	平成 30 年 4 月より、重度障がい者医療費助成受給者の自己負担額が変更されましたが、二分脊椎症者は定期的に複数の病院での受診・検査などがあります。医療費のこれ以上の負担増を避けていただけますよう国・大阪府・大阪市内で協力して対応をお願い致します。
(回答) 現在の本市の重度障がい者医療費助成制度の対象者や自己負担額につきましては、平成30年度に大阪府と府内市町村で協議のうえ、「時代の要請から、精神障がい者・難病患者やDV被害者への対象拡充等が必要」「持続可能な制度の構築」との視点から、制度の再構築を行い設定したものに準じています。 本市としましては国や大阪府の動向を注視するとともに、国の制度として福祉医療費助成制度を創設されるよう、「重度障がい者医療費助成制度が障がいがある方の重要なセーフティネットであり、国民の生命と健康を守る制度は、本来国の責任において実施すべきである」と、引き続き要望を行ってまいります。重ねて、大阪府に対しても助成対象の拡充について引き続き働きかけてまいりたいと考えております。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（医療助成） 電話：06-6208-7971 FAX：06-6202-4156

番号	2. (1)
項目	就学前からの継続したフォローと適切な教育、早期の療育と指導を希望します。合理的配慮を含めた(福祉局)さらなる行政のサポート、教育現場への指導強化を望みます。 二分脊椎症児の中には、肢体不自由だけではなく、発達障がいにも該当する児童も多くあります。特に水頭症を合併している場合、認知能力についてアンバランスがみられることも論文等で報告されています。 以前もご回答いただいたとおり、市としての様々な取組みについて有難く思っております。今後も、教育・療育に携わっている方々には、肢体不自由についての理解と、発達障がいというものを深く理解し、適切な個別支援を取っていただけるようお願い致します。
	(回答) 本市では、発達障がいと診断された3歳児(年少)～小学3年生の児童への個別的専門療育とその保護者への研修を実施する「発達障がい児専門療育機関」を設置し、早期支援に取り組んでいます。また、発達障がい者支援センター(エルムおおさか)においては、保護者向けにペアレント・トレーニング、ASD(自閉スペクトラム症)講座、LD(学習障がい)支援講座等を行うほか、地域の事業所や所属園の支援者向けにも「発達障がいの理解と支援」などの講座や機関支援を行っています。 また、児童福祉法に基づく障がい児通所支援サービスとして、未就学の障がいのある児童が専門的な療育支援等を受けることができる「児童発達支援」や、保育所等の集団生活を送る場での過ごし方について、児童への支援や保育所等のスタッフへの助言を行う「保育所等訪問支援」等があります。さらに、障がい児通所支援の利用にあたり「障がい児相談支援」を利用いただくことで、相談支援専門員によるアセスメントやモニタリングを通じ、児童やご家族のニーズ等を踏まえたサービスの利用計画の作成や見直しを受けていただくことが出来ます。 障がいのある児童への支援に係る教育機関との連携については、厚生労働省及び文部科学省より、学校と障がい児通所支援事業所や障がい児相談支援事業所等の緊密な連携を図るとともに、個別の教育支援計画等と障がい児支援利用計画等の連携を積極的に進めるべき、とされているところであり、本市におきましても、福祉部局と教育部局とが連携しながら、障がい児支援に関する施策を進めているところです。 なお、障がい児通所支援事業については、令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定において、保育や教育等との連携をはじめとしたインクルージョン推進の取組を求めている、国において児童発達支援事業所職員に向けた児童発達支援ガイドラインの改訂等も進められています。 今後も国の検討状況を注視しながら、就学前の障がいのある児童が早期に適切な発達の支援を受けられるよう、努めてまいります。

このほか、障がい児施設の有する機能を活用して、障がい児通所支援を利用していない在宅の障がいのある児童への療育や、その保護者に対する療育相談、また幼稚園や施設等の職員を対象に療育指導を行う「障がい児等療育支援事業」を実施しています。

今後とも、本市施策の推進にご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

担当	福祉局	心身障がい者リハビリテーションセンター	相談課	電話：06-6797-6560
	福祉局	障がい者施策部	障がい福祉課	電話：06-6208-7999
	福祉局	障がい者施策部	障がい支援課	電話：06-6208-8076

番号	2. (1)
項目	就学前からの継続したフォローと適切な教育、早期の療育と指導を希望します。合理的配慮を含めたさらなる行政のサポート、教育現場への指導強化を望みます。 二分脊椎症児の中には、肢体不自由だけではなく、発達障がいにも該当する児童も多くおられます。特に水頭症を合併している場合、認知能力についてアンバランスがみられることも論文等で報告されています。 以前もご回答いただいたとおり、市としての様々な取り組みについて有難く思っております。今後も、教育・療育に携わっている方々には、肢体不自由についての理解と、発達障がいというものを深く理解し、適切な個別支援を取っていただけるようお願い致します。
	(回答) 障がいのある幼児児童生徒の一貫した指導・支援に向け、各校園では保護者や関係諸機関との連携のもと、一人ひとりの「個別的教育支援計画」「個別の指導計画」を作成し、指導・支援の充実に努めるとともに、卒業後の社会参加・自立に向けて取り組んでおります。 教育委員会としましては、これまで、発達障がいをはじめ障がいのある児童生徒の指導・支援及び共生教育の推進を図るため、担当指導主事、臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士、理学療法士による巡回指導を行い、幼児児童生徒の発達段階に応じた効果的な指導・支援の充実に努めてまいりました。 特別支援教育に関する研修におきましては、本市校園の教員を対象として、発達障がいの特性や肢体不自由等の障がい種に応じた適切な指導及び支援のあり方について理解を深めるための研修を行っております。引き続き、特別支援学級担任を対象とした必修研修や、すべての教員を対象とした実践講座、学校園を訪問して行う協議型研修等、研修内容の充実に努め、特別支援教育に関する専門性の向上に努めてまいります。 合理的配慮に関しましては、管理職向けの事業説明等を通して、「大阪市教育委員会における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」についての周知を行うとともに、個別的教育支援計画等の引継ぎ、福祉と教育の連携等についても説明を行い、支援体制や教育環境の整備を進めております。 今後も、本人・保護者の意向をふまえつつ、医療、福祉等の関係機関等との連携を深め、就学前から就学、進学、社会参加を見据えた継続した支援が適切に行えるよう努めてまいります。
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	2. (2)
項目	特別支援学級配属前に、専門性を担保するための教育研修実施と研修内容のさらなる充実、特別支援学級教員の特別支援学校教諭免許状の保有率引き上げ、特別支援学校教諭免許状を保有する教員を地域の各学校に最低一人配置などの措置をお願い致します。 また、規定どおりだけではなく、実態（困り感）に即した加配を含む支援体制と、支援体制の学校間格差が生じることのないよう指導、配慮、実態把握のためのヒアリングなどをお願い致します。特に二分脊椎症児に関しては学校生活の中で導尿を行うケースが多く、学校と医療の連携が必要になります。先生がたが医療的ケアについて知る機会を確保し、また心理的にも時間的にも担任の負担にならないよう配慮をお願い致します。
	(回答) 特別支援教育に関する研修につきましては、特別支援学級担任を対象とした必修研修や、すべての教員を対象とした実践講座、学校園を訪問して行う協議型研修等、研修内容の充実を図り、特別支援教育に関する専門性の向上に努めております。 特別支援学校教諭免許の保有率の向上に向けては、大阪市主催で、特別支援学校教育職員免許法認定講習を実施しており、令和5年度は227人が受講しております。様々な障がい種に応じた研修や、医師や看護師等との連携による医療的ケアに関する研修も実施し、教員が正しい理解のもと障がいのある子どもの指導・支援を行えるよう努めてまいります。 教育委員会といたしましては、教員採用試験において特別支援学校教諭の普通免許状を所有する受験者に対する加点措置を設け、当該免許状を有する教員の確保に努めております。 また、今後も引き続き、教員定数の改善については、指定都市教育委員会協議会等を通じ、国へ要求を行うとともに、各学校の実情、実態をより精緻に把握し、教員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9123・9125

番号	2.（3）		
項目	大阪市の小学校では 35 人で学級編成を実施していただいておりますが、大阪市独自の編成で支援級在籍でも通常級で授業を実施している生徒は通常級の人数に含めてください。昨年回答いただいたように、特別支援学級担任や、特別支援教育サポーターが配置されるとはいえ、人数が増えることで学級担任の負担が増えてしまうため担任と児童の両者に負担がかかってしまうのは大きな問題だと感じています。また、小学校より学級編成人数が多い中学校では特に教室が狭く、車椅子での移動が難しいために、自分一人でもできることも友達に頼むことがあると聞きます。国の方針を待つことなく大阪市独自の支援として担任の負担を減らしかつ子供たちへのフォローをしっかりとできる体制作りをお願いします。		
（回答） 公立小学校、中学校及び義務教育学校の学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、通常学級について、小学校及び義務教育学校前期課程は 1 学級 35 人、中学校及び義務教育学校後期課程は 1 学級 40 人を標準として、小学校については令和 7 年度までに段階的に改めていくこととされています。 また、特別支援学級の学級編制については、1 学級の標準が 8 人と定められており、通常学級の学級編制に特別支援学級の児童生徒を含めないこととされております。 本市としましては、通常学級担任、特別支援学級担任の配置に加え、通常学級及び特別支援学級に在籍する個別支援の必要な障がいのある児童生徒の学習補助や生活補助等を行う「特別支援教育サポーター」を各校の実情に応じ配置し、支援体制の充実に努めているところです。 学級編制の標準の引き下げは、国の責任においてその財源と共に実施されるべきと考えており、本市としても、インクルーシブ教育システムを推進する観点から、通常学級の学級編制にあたっては、特別支援学級の児童生徒を加えて学級編制されるよう、指定都市教育委員会協議会を通じて、この間、国に対して要望を行っているところです。			
担当	教育委員会事務局	総務部	学事課
	教育委員会事務局	指導部	インクルーシブ教育推進担当
			電話：06-6208-9114
			電話：06-6327-1009

番号	2. (4)
項目	5年前より継続して要望させていただき、学年が上がるにつれて新年度の引継ぎがスムーズにされていることを実感しております。また、小学校から中学校への進学にあたり、看護師も一緒に引き継ぎに参加してくださりスムーズに移行できたケースも聞いております。ありがとうございます。今後とも新年度の引継ぎを早いうちにさせていただけるよう、配慮をお願いします。また、引き続き学校長により支援体制に差異がないような指導・研修等をお願いします。
(回答) 特別支援学級に在籍している児童生徒の学校生活における指導・支援については、校長のリーダーシップのもと、校内支援体制を確立し、学校全体で対応する必要があります。丁寧に児童生徒一人ひとりの障がいの状況を把握し、保護者参画のもとに個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、指導・支援を行います。年度替わりに限らず、保護者と学校が日頃から連携を密にし、信頼関係の構築に努め、児童生徒の教育的ニーズに応えられるよう特別支援教育の推進に努めてまいります。 また、教育委員会としましては、特別支援教育に関する管理職向け説明会や研修会において、校内体制の整備に努めるよう指導しているところであり、今後も学校園への巡回指導等、様々な機会において学校園を支援してまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	2. (5)
項目	看護師不足にも関わらず、各学校に学校看護師を配置していただきありがとうございます。また、宿泊行事に保護者の付き添いが必要ないよう、看護師を配置していただき感謝しております。引き続き医療ケア児が就学するためには必要不可欠ですので早々の配置の決定をお願いします。また、長期休業中に学校看護師が医療的ケアや障害特性に関して校内研修を行なってくださった学校もありました。引き続き、多くの学校でこのような機会を設けていただけるよう、お願い致します。
(回答) 本市では、医療的ケアが必要な児童生徒が安心・安全に地域の学校へ通学するために、看護師の配置事業に取り組んでおります。 医療的ケアの必要な児童生徒が新しく就学する際には、学校と教育委員会のチーフ看護師が連携し、障がいや疾病状況を確認するほか、家庭での医療的ケアの様子や配慮事項、また緊急時の対応について、保護者から詳しく聴取させていただいております。また、主治医面談へ同行し、主治医にケアの内容について確認を行い、学校における医療的ケアが安全に、かつ適切に実施できるよう、準備しております。 学校へ在籍する医療的ケアの必要な児童生徒が年々増加する中、教育委員会としましては、対象となるすべての医療的ケアの必要な児童生徒の実態把握に努め、校外行事、泊行事等も含めた看護師の適切な配置に努めてまいります。 引き続き、看護師の確保に努めるとともに、教員を対象とする研修を実施する等、医療的ケアの実施に関する校内体制の整備に努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番 号	2. (6)
項 目	毎年のバリアフリー化推進を有難く思っております。引き続き、大阪市立小・中学校において該当者（もしくは入学予定者）がいる学校から順次バリアフリー対策をお願い致します。 スロープやエレベーターは、障がいを持つ子ども達が安全に安心して学校生活を送るためにも必要不可欠です。必要な学校には早急に設置していただくようお願いします。 1校につき1つのエレベーターでも全国的に見れば有難い状況ではあると思うのですが、エレベーターが無い棟があるため、校内で行けない場所がある、という問題が解消されるようお願い致します。実際、来年度会員が入学する中学校ではプールに階段を使ってしか行くことができないという問題が発生しております。すぐにエレベーターを設置することは難しいと思いますが、昇降機の設置するなどして安全にプール学習ができるよう配慮をお願いいたします。
(回答) 本市では、障がいのある児童生徒が学校生活を円滑に送ることができるよう必要な条件整備に努め、「ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、エレベーター及びスロープの設置等、学校施設のバリアフリー化を進めております。 現在、小学校、中学校、義務教育学校について、約97%の学校にエレベーターの設置を完了しておりますが、エレベーターがなく、既存校舎との接続もないような校舎の課題については、担当課としても認識しているところです。今後、エレベーターの設置等も含め、必要な対応策について、進めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課 電話：06-6208-9092

番号	3.
項目	毎年配布されるいきいきのあらましに、【医療行為を行う児童がいれば事前に相談するように】と早速記載いただきありがとうございました。今後とも児童いきいき放課後事業（「いきいき」）の利用に際し、看護師配置や派遣、もしくはその他の支援により放課後の生活への支障が無いよう対応をお願い致します。大阪市の委託ですので、しっかりと改善努力があるのかチェックしてください。
（回答） 大阪市では、留守家庭児童を含むすべての児童の健全育成を図ることを目的として、平成4年度から小学校の施設を活用した「児童いきいき放課後事業」を開始し、現在では市内の全市立小学校で実施しております。 本市の放課後児童施策につきましては、「児童いきいき放課後事業」を中心に進めていくこととしており、原則として希望するすべての児童が利用できることとしております。 なお、特別な支援を要する児童につきましては、事前に各いきいき活動室へご相談いただき、対応方法等について協議し、保護者のご理解をいただいたうえでご参加いただいております。 今後も、運営事業者に対して、定期的に、医療的ケアが必要な児童の参加にあたっての看護師の配置や派遣など、各活動室における運営体制の状況確認を行いながら、事業を実施してまいります。	
担当	こども青少年局 企画部 青少年課（放課後事業グループ） 電話：06-6684-9573

番号	4.
項目	二分脊椎症者は歩行困難に加え、水頭症やぼうこう又は直腸機能障害による合併症を抱え、医療的・介護的ケアも日常的に必要なため、一般の避難所では避難生活が難しい状況です。また、排泄管理物品（導尿カテーテル・洗腸に使用する物品）や<u>医療品の確保をお願いします。</u>
(回答) 本市では、災害発生時避難所及び救護所において医療救護班が負傷者等の救護に使用する必要な医薬品等については、迅速に調達できるよう一般社団法人大阪府薬剤師会及び大阪府医薬品卸協同組合と「災害時用医薬品等の供給に関する協定書」を締結しており、調達及び救護所への運搬体制を整備しております。 大阪府医薬品卸協同組合の各卸企業及び薬剤師会経由で調達できないものについては、大阪府に供給依頼することになっております。 今後も引き続き関係団体と連携し、災害時において医薬品等を迅速に調達できるよう努めてまいります。 (下線部について回答)	
担当	健康局 健康推進部 健康施策課 電話：06-6208-9952

番号	4.
項目	二分脊椎症者は歩行困難に加え、水頭症やぼうこう又は直腸機能障害による合併症を抱え、医療的・介護的ケアも日常的に必要なため、 <u>一般の避難所では避難生活が難しい状況です</u> 。また、排泄管理物品（導尿カテーテル・洗腸に使用する物品）や医療品の確保をお願いします。
(回答) 本市では、災害発生時にひとりでの避難が困難な方や一般的な避難所では避難生活を行うことが困難な方などの要配慮者への支援について、要配慮者自身、自主防災組織、大阪市のそれぞれの果たすべき事項を取りまとめた「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」（以下、「計画」という。）により取組みを進めています。 この計画においては、一般の災害時避難所では対応できない要配慮者のための特別な配慮がなされているなどの条件や選定方針をあらかじめ定め、小・中学校などの災害時避難所の一部の部屋に福祉避難室の設置を進めるとともに、福祉避難所としての利用が求められる社会福祉施設等について、施設管理者との調整のうえ区単位で福祉避難所の指定を順次行っております。 大規模災害の発生直後など、安全な場所への避難が必要な場合においては、行政の支援体制が整うまでに時間を要することから、要配慮者の避難支援は自主防災組織等、地域住民による支え合いがもっとも重要となります。そのため、自主防災組織など地域においては、日頃から要配慮者の情報を把握し、災害時には迅速な避難支援等が行えるよう取組みを進めていただいております。 今後も、福祉避難所の指定や自主防災組織による要配慮者の避難支援の取組みなど、引き続き支援を行ってまいります。 (下線部について回答)	
担当	危機管理室・危機管理課 電話：06-6208-7389

番号	5. (1)
項目	昨年度の回答では障がい者職員採用状況、障がい者採用選考の詳細を教えていただきありがとうございました。引き続き障がい者の雇用促進をお願い致します。
(回答) 本市では、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に基づいて、昭和56年より身体障がいのある方を対象とした職員採用試験を実施しており、平成16年度の身体障がいのある方を対象とした採用試験からは、「大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画」に掲げているとおり、事務職員採用数の4%を基準として採用者数を決定し、採用試験を実施してまいりました。 また、令和3年度の採用からは、受験資格の拡大を行い、知的障がいのある方及び精神障がいのある方についても受験いただけるようにしました。なお、市長部局における障がいのある方の雇用率は、令和5年6月1日現在では2.80%となっています。 引き続き、障がい者の雇用促進に努めてまいります。	
担当	総務局 人事部 人事課（人事グループ） 電話：06-6208-7431

番号	5. (1)
項目	昨年度の回答では障がい者職員採用状況、障がい者採用選考の詳細を教えていただきありがとうございました。引き続き障がい者の雇用促進をお願い致します。
(回答) 教員採用選考テストでの選考区分としましては、「障がい者対象選考」として、障がい者手帳（身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳又は療育手帳）の交付を受けている方を対象に、「一般選考」とは別に選考を実施しております。なお、これまでと同様に採用予定数を明示したうえで募集を行っており、また、受験前には受験時に必要とする配慮内容を個別に確認し、座席の配置やエレベーターの使用等、受験者の障がいの内容に応じた配慮を行っております。今後も障がい者の雇用に向け、必要な措置を講じてまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9123

番号	5. (2)
項目	<u>市役所、区役所、市立・市営施設における障がい者の職場定着支援をお願い致します。</u> <u>職員本人とのコミュニケーションをとり、配属先の配慮、職務上のサポート要望制度設立等に取り組んでいただき、ありがとうございます。障がいを持つ人も持たない人も、働きやすい環境になるようお願い致します。</u>
(回答) 障がい者の職場定着支援のひとつとして、職場環境の改善等の取組を進めており、平成25年度からは、障がいのある職員本人とのコミュニケーションを十分に図ったうえで障がいの状況等に応じた対応を行えるよう、職務上の配慮（サポート）要望制度を設けています。 この制度は、各職場の管理監督者が障がいのある職員と個別面談を行い、職務上の要望を把握した場合は、各職場において必要な改善等を行い、必要に応じて市全体で対応を行う制度です。主な事例としては、聴覚に障がいのある職員が職場研修や会議に出席しやすい環境を整えるための手話通訳者派遣の一元化などがあります。 今後も、障がいのある職員に対する職務上の配慮（サポート）要望等により職場環境の改善等の取組を進め、障がい者の職場定着支援に取り組んでまいります。 (※下線部について回答)	
担当	総務局 人事部 人事課（人事グループ） 電話：06-6208-7431

番号	5. (2)
項目	職員本人とのコミュニケーションをとり、配属先の配慮、職務上のサポート要望制度設立等に取り組んでいただき、ありがとうございます。障がいを持つ人も持たない人も、働きやすい環境になるようお願い致します。
(回答) 障がい者の配属先については障がいの内容や程度を考慮する等、働きやすい環境づくりに努めております。今後とも障がい者の支援に努めてまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9123

番号	7.
項目	重度障がい者等タクシー料金給付券（以下タクシーチケット）の利用可能額をあげてください。タクシーチケットを利用し、リフト付き福祉タクシーを年間で3冊（1冊32枚、1枚2000円）通院等で利用しています。通院が多い二分脊椎症者にとって大変ありがたいと思っております。物価上昇に伴いタクシー利用料金も値上がりしました。今年の5月末より1キロあたりの運賃がおよそ15%、引き上げられました。また福祉タクシーの時間制運賃においても12～14%の値上げとなっています。令和5年4月にいただいたタクシーチケットは、通院で利用させていただいたのですが、褥瘡ができてしまい通院が続いたところ令和5年10月には2／3冊を使い切ってしまいました。下半身に運動麻痺、感覚麻痺がある二分脊椎症者にとって褥瘡のリスクは高く、ただでさえ多い通院が、褥瘡ができるとさらに多くなります。少なくとも値上がりと同程度の12%～15%、出来れば通院の頻度が高くなるリスクを考え20%程度、今よりも利用可能金額をあげて欲しいです。
	（回答） 本市「重度障がい者等タクシー料金給付事業」は、障がいのある方等の自立と社会参加を促すことを目的として、大阪市に居住する身体・知的に障がいのある方等で、鉄道駅舎を利用することが困難であるなど、他に移動手段がないために外出が困難な方を対象に、年間最大96枚のタクシー給付券を交付のうえ、乗車料金の一部を給付する本市独自事業として、昭和57年から継続実施しているところです。 引き続き、利用者のニーズや社会情勢等を踏まえた課題の整理も行いながら、重度の障がいのある方等の外出を支援する事業として継続していけるよう取り組んでまいります。
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8071

番号	9.
項目	鶴見緑地、子どもの森南側広場にインクルーシブ遊具の設置をしていただきありがとうございました。引き続きこのような遊具を増やしていただけるようお願いいたします。また鶴見緑地に続き、新たにインクルーシブ遊具が設置された公園がありましたら、教えてください。
(回答) 公園内の遊具につきましては、地域の年齢構成、遊び場の分布や利用状況などの地域ニーズを踏まえたうえで、安全に設置できるスペースの確保や維持管理等についての検討も行いながら種類や規模を選定しております。 インクルーシブ遊具につきましては、令和6年4月26日に住吉区の浅香中央公園にブランコを新たに設置いたしました。 今後も、設置を行ったインクルーシブ遊具の利用状況や、利用者ニーズ等に鑑みて、引き続き設置について検討してまいります。	
担当	建設局 公園緑化部 公園課 電話：06-6615-6864